

●弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなる法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

離婚に伴う子どもを巡る諸問題(その2)

Q1：私は、夫と別れるために実家に帰ろうと考えていますが、夫の無断で子どもを連れて別居してしまってもよいのでしょうか。

A：別居はやむを得ないとしても、別居する前に、夫と子どもものことについてよく話し合ってください。子どものことについて十分な話し合いをせずに子どもを連れて別居すると、紛争が非常に深刻化・拡大しがちです。子どもを連れて行かれたほうの親にしてみれば、突然子どもを奪われたのも同然ですから、相手に対して、当然激しい対立感情を抱きます。そうになると、親権問題だけでなく、面接交渉や金銭問題などの協議においても、一歩も譲らないという状況になり、必要以上に紛争がエスカレートします。相手の人格に対する中傷合戦になることも珍しくありません。こうなると、一番の被害者は子どもです。子どもにとってどちらも大切な親なのに、親同士がお互いを攻撃しあつていれば当然子どもは傷つきますし、それでなくともどちらかの親とは別れて暮らさなければならぬのに、離れて暮らす親と会うこともままならなくなってしまう。

また、別居時には、子どもの養育費をどうするか、学校には転校させるのか休ませるのか、健康保険証をどうするか

など、子どもに関するだけでも多くの問題があり、その中には相手の協力なしには適切に解決できない問題も少なくありません。子どもに全く影響を与えずに別居をすることはできないにしても、子どもにかかる負担が少しでも軽くなるよう、また、夫との間に無用な紛争を起さないために、子どもものことについてよく話し合われたほうがよいでしょう。

Q2：妻が突然子どもを連れて実家に帰ってしまいました。以前から私と妻の関係はよくなかったのですが、妻と離婚するのは仕方がないと思っっています。でも子どもは渡したくないので、連れ戻すつもりです。何か問題になることがありますか。

A：実力行使で子どもを相手の下から奪い去ると、犯罪になる場合があります。話し合いをするか、話し合いができない場合は、必ず法的手続きを利用して下さい。

①実力行使で奪い去ること

妻と離婚係争中の夫が、別居中に妻の監護養育下にある2歳の子を実力行使で連れ去った行為について、未成年者略取罪（刑法224条）という犯罪になるとされたケースがあります。あなたの場合も、実力行使で子どもを連れ戻すと犯罪になる危険がありますし、なにより、実力行使で子どもを連れ返すことは、子ど

もを紛争に巻き込むことになり、子どもの心身に著しい悪影響を及ぼすだけです。

②話し合いの方法
別居中どちらが子どもを育てるか、奥さんと話し合いができればそれに越したことはありません。話し合いがうまくいかない場合や、話し合い自体ができない場合は、法的な制度を利用してください。

一刻も早く子どもを取り戻したいのに、法的手続きを取ると時間がかかるという理由でこれを拒絶する人も中にはいます。しかし、大切なのは、親の希望をいち早く実現することではなく、双方の親が協力して、子どもにとって最良の環境をいち早く整えるためにも、任意の話し合いができないと判断したら、早めに法的な制度を利用しましょう。

Q3：子どもを連れて家を出て夫と別居しています。夫が保育園から子どもを勝手に連れて行ってしまいました。子どもを取り戻すにはどのような方法をとればよいですか。

A：家庭裁判所の調停や審判を利用します。

①別居中の子どもの引き渡し

離婚に至っていない夫婦の場合、まだ双方に親権があり、子の親権は婚姻中は夫婦が共同して行使するものとされています。従って、親権の1内容である子どもを養育監護する権利、子どもを住まわせる場所を決めたり、子どもにしつけや教育をしたりする権利（監護権）も夫婦が共同で行使するのが原則です。質問の

ケースでは、夫婦の別居中に子どもの奪い合いが発生してしまい、この共同行使がうまくいっていない場合といえるでしょう。このような離婚に至っていない夫婦間に子どもの監護に関する紛争が生じた場合は、家庭裁判所に子どもの引き渡しを求める手続きを申し立てることができます。

②具体的な方法

子どもに関することがらですから、夫婦間の話し合いで解決できるのであればそれが一番です。また、話し合いで決めたことであれば、相手も抵抗することなく子どもを引き渡してくれる可能性が高いと言えます。しかし、質問のケースのように、相手が半ば無理矢理（あなたに無断で）子どもを連れて帰ってしまった場合には、話し合いで解決することが困難な場合も多いでしょう。そのような場合には、家庭裁判所を利用します。具体的には、調停を申し立てる、または審判を申し立てるといった二つの方法があります。調停とは、家庭裁判所で調停委員に間に入ってもらう話し合いを行う手続きです。話し合いであることには変わりはありませんが、調停委員という第三者を介するので相手方と顔を合わせずに話し合いができますし、第三者が間に入るため、当事者だけで話し合いをするよりも冷静に話し合いを進めることができますといったメリットがあります。

審判とは、家庭に関する争いについて家庭裁判所の審判官（裁判官のことです）

が結論を下す手続きです。調停で話し合いがまとまらなかった場合は、自動的にこの審判手続きに移行しますが、調停を申し立てずにいきなり審判を申し立てることもできます。審判では、裁判所が一切の事情を考慮して子どもの引き渡しを認めるかの判断をします。

③緊急性が高い場合

調停や審判のように家庭裁判所を利用した手続きには、結論が出るのに相当の時間がかかります。調停を申し立ててから最初の調停の日まででも大体1ヶ月はかかってしまいます。しかし、調停や審判の結論が出るまで待つては、調停や審判を申立てた意味がなくなってしまう場合や、関係者の生活に困難や危険が生じたりする場合もあります。たとえば、妻子に暴力を振るう夫から逃げ出したところ、夫に居場所がばれて子どもを連れ去られてしまったようなケースでは、調停や審判の結論が出るのを待っては、子どもに取り返しのつかない危害が加えられるってしまうことにもなりかねません。このように緊急性が高い場合の手続きとして、審判前の保全処分という制度があります。審判前の保全処分とは、審判申立て後、審判の結論が出るまでの間に、将来の審判内容の実効性を確保するために子どもの引き渡しを仮に命じてもらう制度です。離婚に至っていない夫婦間でもこの審判前の保全処分です。子どもの引き渡しを仮に命ずることができると考えられています。

花のミュージアムフローリィ

10月のイベント

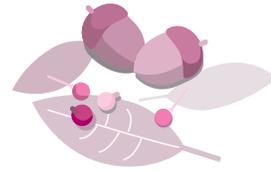
◇花の教室・要予約(1週間前まで)

☆「プリザードフラワーのケーキ」

10月19日(日) 10時30分～
※参加費未定

『毎月抽選で豪華な花鉢をプレゼント!!』
クラフト利用者の中から2名様にプレゼント!!
※詳しくは館内のポスターをご覧ください。

※花の教室は事前に申し込みが必要です。(1週間前まで)
※予告なしで内容を変更する場合があります。



☆サンセットナイト

19時まで延長営業!!

◇ギャラリー出展者募集

都合により内容を変更する場合がございます。

お問い合わせ

花のミュージアム フローリィ

☎ 32-8787

アリス館志賀

催し物

☆みんなでエコドリーム2008

10月12日(日)～13日(月・祝日)

「能登原子力センター」、「フローリィ」の
2会場を含めた『環境』をテーマにした
大きなイベントだよ。遊びながら、体験
しながら学ぼう!!『実におもしろい実験
ショー』もあるよ。みんなアリス館に集合♪♪

*都合により内容を変更する場合があります。



工作コーナー

☆キャンディ★バッグ

10月1日(水)～10月31日(金)

ペットボトルをリサイクルしてかわいい
オリジナルバッグを作ろう!!

*必要な材料はすべてアリス館にそろっています。
*都合により内容を変更する場合があります。

企画展

☆中能登祭りの写真

10月1日(水)～10月31日(金)

中能登の各地で行われている祭りの写真展です。

*都合により内容を変更する場合があります。



お問い合わせ先

北陸電力(株)アリス館志賀 ☎ 32-4321

開館時間 9:00～16:30(入館無料)